



### 国民年金のお知らせ

▶問い合わせ

市民課 273-3005

善通寺年金事務所 ☎0877-62-1662

付猶予期間がある皆さんへ国民年金保険料の免除期間

国民年金保険料の免除、納付猶予、

②受給資格期間を満たしていない

人は

田園都市推進課

応募資格

募集人数

**3**人

を次のとおり募集しています。

計画の内容を審議する委員

70歳までの間

③海外に在住する日本人で20歳以上65

①年金額を増やしたい

人は65歳までの

任意加入することができます。

**☎**73−3011

るため、新た

新総合計画の計画期間満了に伴 新たに第2次総合計画を策定す

次のとおり0歳を過ぎても国民年金に

の年金額が少なくなります。

基礎年金(65歳から受けられる年金) 保険料を全額納めたときに比べ、 学生納付特例を受けた期間があると、

険料については、10年以内であればさを増額するために、これらの期間の保 できます。 かのぼって納める そこで、 将来受け取る老齢基礎年金 (追納する)

ことが

は年金事務所で手続きをしてください届出印を持って、市民課、各支所また

申し込みの手続き

歳未満の人

年金手帳、

認め印、通帳、

金融機関

▶問い合わせ

委員は除く)

できる人

熱意があり、

人(公務員および他の審議会めり、8回程度の会議に参加に在住し、市のまちづくりに

市内に在住し、

任期

平成29年9月下旬から

平成31年3月下旬まで

の場合、当時の保険料額に一定の加算年度から起算して3年度目以降の追納 額が上乗せされます ただし、 免除などを受けた期間の翌

ととなります 追納は、 古い月のものから納めるこ

無料年金相談

●日時・場所

社会保険労務士による

市総合計画審議会の公募委員を募集しています

応募方法

4,

000円/半日

### 申し込みの手続き 年金手帳、

てください。 各支所または年<sup>4</sup> こ存知ですか? 5年金事務所で手続きをし認め印を持って、市民課

●持っていくもの

年金手帳、

年金証書などのほか、

※論文のテーマは、

応募者自らが実

配布しています。また、

市ホー

ムペ

ージからダウンロードもできます。

文原稿の様式は、

田園都市推進課で

ル)してください。

応募申込書と論

推進課に提出(持参・郵送・メー

応募申込書1部と論文を田園都市

相談者本人であることが確認できる

午前10時~午後3時9月13日(水)三豊市役所西館

## 国民年金の任意加入制度

年金を満額受給できない人で、厚生年40年の納付済期間がないため老齢基礎期間(10年)を満たしていない人や、明の歳までに老齢基礎年金の受給資格 金や共済組合に加入して

●問い合わせ

街角の年金相談センタ

高松(オフィス)

8

書面で通知します

書類審査し、結果を応募者全員に

るものが必要です。

び代理人本人であることを確認でき もの。代理人の場合は、委任状およ

状況の調査などの財

### 見逃しません!滞納"差し押さえ"

▶問い合わせ 税務課 ☎73-3006

住民サ S

になります。 納期限内に税金を納めている多く - ビスに支障をきたすだけでな

9月から12月は の市民の皆さんとの公平性を欠くこと 『滞納整理強化期間』

的・積極的に取り組みます。 押さえを中心とした滞納整理に集中 なっている税金について、 と連携し、9月から12月を県下一斉の 図るため、 「滞納整理強化期間」と定め、滞納と 納期限までに納付 市では、県、広域事務組合 財産の差し

督促状

催告書の送付

育貯金や不動産の保 が納付されていない が納付されていない が、未 先や取引先への支払有状況の調査、勤務



滞納処分 (差し押さえ)

あります。ださい。土地の税額が変わる場合がを税務課または各支所へ提出してくを税務課または各支所へ提出してく

は非住宅用地から住宅用地に変わ が住宅用地から非住宅用地に、

をおった

土地の使用状況が変わったら

家屋の用途変更で土地の使用状況

※住宅用地の用途または家屋面積が

った場合は、市条例によりその旨新築・増築・取り壊しにより変わ

を申告しなければなりません。

財産調査

本人の承諾を

必要としません

勤務先への給与照会や、給与などの差し押さえを

# 産調査を行ったうえで、

財源です。税金の滞納は財政を圧迫し、ービスや事業を実施するうえで大切な教育、環境、防災などの身近な行政サ市民の皆さんが納めた税金は、福祉、

O P

滞納!

付 ご確認いただき、 してください。

納付が困難なときは

などを取り立てます )確認いただき、もしあれば早急に納税金の納め忘れがないか、もう一度

### 滞納整理の流れ

る人は、 すぐに納付できない特別な事情 必ず税務課にご相談くださいい納付できない特別な事情があ

納税通知書送付

納期限を過ぎると

財源を確保し、納税モラルの向上を

納付がな

積極的に行います。

取り立て・税金に充当

完納にならな

### 固定資産に異動があったときは届け出が必要です

ださ

より家屋の所有者が変更したときは

「名義人変更届出書」を提出してく

務課または各支所へ提出してくださ

また、

売買・相続・贈与などに

たときは、

「家屋滅失届出書」を税

※移転登記をした場合は、法務局:

ら通知があるので提出不要です

▶問い合わせ 税務課 ☎73-3006

し、評価額を算出します。固定資産家屋評価では間取りや仕上げを確認

税は翌年度から課税されます

冢屋の所有者が変わったとき

家屋の全部または一部を取り壊し

冢屋を取り壊したとき、

旦 の連絡を行

預貯金や給与

冢屋を新築・

## 税務課まで連絡してください。

屋評価では間取りや仕上げを確認連絡を行い、家屋評価に伺います。、税務課から家屋評価の日時調整税務課まで連絡してください。後

## 増築したら

応募締切

9 月 11 日

月

00字までとします。

こと。文字数は800字から の市のまちづくりで取り組みた 践および活動研究し、今後10年間